



保育料徴収 基準の見直し

同時期に多くの未就学児を保育所(園)に預けることは家計の負担になります。安心して子育てが出来るよう、徴収基準判定の範囲を広げました。

小学校3年生までの子供が3人以上いる世帯で、第3子以降が保育所(園)などに入所(園)している場合、その園児の保育料が無料になります。

私立幼稚園就園 奨励金の改正

制度の改正により、第2子以降の優遇措置の適用条件を、「兄・姉が幼稚園児～小学校2年生である園児」から「兄・姉が幼稚園児～小学校3年生である園児」に拡充します。

1億90
万円

乳幼児医療費 助成制度

外来は、0歳から小学校4年生まで
入院は、0歳から中学校卒業まで
の医療費を助成します。

(県の補助対象は0歳から小学校就学前まで)

3,250
万円

放課後児童 クラブの運営

小学校1～3年生の児童が、学校から家庭に帰っても、就労などにより保護者が家にいない場合、放課後児童クラブに入所することができます。

児童の安全確保と健全育成の場として、また保護者が安心して働ける環境づくりとして運営しています。

開設時間

平日は放課後～午後7時

土曜日、春休みや夏休みなどは、午前8時30分～午後7時

1,220
万円

保育所通園 バス運行補助

松枝保育所と下羽栗保育所、笠松保育園の通園バスの運行に対し、補助金を交付します。